

第三十一回国会 衆議院 商工委員會議録 第三十五号

昭和三十四年三月二十五日(水曜日)
午前十一時三十九分開議

出席委員

委員長 長谷川四郎君

理事小川 平二君 理事小平 久雄君

理事中村 幸八君 理事南 好雄君

理事田中 武夫君 理事松平 忠久君

新井 京太郎君 岡本 茂君

坂田 英一君 關谷 勝利君

中井 一夫君 野田 武夫君

山手 滿男君 板川 正吾君

今村 等君 内海 清君

大矢 省三君 勝澤 芳雄君

小林 正美君 鈴木 一君

堂森 芳夫君

出席政府委員

特許庁長官 井上 尚一君

委員外の出席者

参 考 人 海野 幸保君

参 考 人 大條 正義君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 齋藤 肇君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

参 考 人 井上 一男君

アメリカカ協会長足立正(第五三四号)

百貨店法の一部改正に関する陳情書

(飯塚市東町四〇七の八宮本言道)

(第五八三三三)

石炭産業の振興等に関する陳情書

(福岡県村議会議長長藤本俊夫)

(第五八四四)

電灯及び電力料金に対する特別措置

存続に関する陳情書(長野県知事林

虎雄外二名)(第五八五五)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

特許法案(内閣提出第一〇八号)(参

議院送付)

特許法施行法案(内閣提出第一〇九

号)(参議院送付)

実用新案法案(内閣提出第一一〇号)

(参議院送付)

実用新案法施行法案(内閣提出第一

一一一)(参議院送付)

意匠法案(内閣提出第一一二号)(参

議院送付)

意匠法施行法案(内閣提出第一一三

号)(参議院送付)

商標法案(内閣提出第一一五八号)(参

議院送付)

商標法施行法案(内閣提出第一五九

号)(参議院送付)

特許法等の施行に伴う関係法令の整

理に関する法律案(内閣提出第一一

六〇号)(参議院送付)

特許法等の一部を改正する法律案

(内閣提出第一五七号)(参議院送

付)

○長谷川委員長 これより会議を開き

ます。

特許法案、特許法施行法案、実用新

案法案、実用新案法施行法案、意匠法

案、意匠法施行法案、商標法案、商標

法施行法案、特許法等の施行に伴う関

係法令の整理に関する法律案及び特許

法等の一部を改正する法律案、以上十

法案を一括して議題とし、審査を進め

ます。

本日は、これから以上の十法案の審

査のため、参考人として日本特許協会

特許委員会委員長井上一男君、海野工

業技術研究所所長の海野幸保君、弁理

士の大條正義君、発明協会理事長の齋

藤肇君、株式会社高北農機製作所顧問

の高北新治郎君、婦人発明家連盟顧問

の竹内壽恵君、株式会社日本水産機械

公社代表取締役の林壽君、元法制局長

官の村瀬直義君、以上八名が出席され

ることになっております。現在村瀬直

義君を除く各参考人が出席されており

ますので、参考人の方々に一言ごあい

さつを申し上げます。

本日はきわめて御多忙中にもかかわらず

ら、当委員会に御出席下さいました。

で、まことにありがとうございます。

議題となっております十法案につきま

しては、申し上げるまでもなく大正十

年以後の全面改正であり、今国会当委

員会の審査案件中最も重要な案件の一

つであります。政府に対する質疑の

みならず、本日これからの問題に關係

の最も深い方々の御意見を伺います。

く、大へん急ではありましたが、わざ

わざ御出席をわざわざした次第であり

ます。どうぞ忘れない御意見をお述

べ下さい。時間都合がございますの

で、最初に御意見をお述べ願う時間は

大体一人十五分程度にしたい。だい

で、後刻委員から質疑もあると存じま

すので、その際に十分お答え下さいま

すようお願い申し上げます。

なお、念のために申し上げておきま

すが、規則の定めるところによりまし

て、参考人の方が発言なさいます際

には委員長が許可が必要であります。

また、委員が参考人の方に質疑する

ことはできますが、参考人の方が委員

に質疑することはできないことになっ

ております。以上お含み置き願いた

いと存じます。

それでは、これから順次参考人の方

方に御意見を述べいただくことにい

たします。

なお、発言の順位は、勝手ではござ

いますが、委員長においてきめさせて

いただきます。まず海野参考人にお願

いをいたします。

○海野参考人 私は海野幸保でありま

す。このたびの特許法の改正案につ

きまして、一、二申し上げさせていただきます。

特許法の今度上程した新議案は、最

初から六年間かかっているというお話

ですが、六年の後に再び法案を出す前

に審議会にかけたかどうか。かげずに

そのままだと法律上は差しつかえな

いという話ですが、どうも審議会にか

けないでそのまま上程したように思わ

れるのです。そういうことはまことに遺

憾なことではないかと思ひますので、ここに「特許管理」という本がございす。これを説きまして申し上げます。ごく簡単なところを一部だけ読みますから、どうぞそのおつもりでお聞き下さい。「特許法改正案について」吉原隆次、はしがき「今回の特許法の改正案は、改善された点が多いけれども、改善された点も多い。」そこに何々と書いてありまして、そのあとで「法案は、個人の作文や論文ではない。よき古き伝統を破壊することが進歩ではない。よき古き伝統を尊重し、後人は先人の研究を基とし、研究に研究を重ねてこそ、進歩も改善もあり得る。」ということがこの第十一号に書いてあります。第十二号「特許法改正案について(その二)」吉原隆次、はしがき「私は特許法改正案について(その二)として、改正案第二條第一項、第二十九條、第三十條の規定の説明を書くために、繰り返して読み、特に比較して考えるために、商標法改正案第二條の商標の定義及び商標の使用の項を読んで、まことにおどろいたのである。立案者や法制局の方々は、その法律の特有の理念、根本精神、よき伝統的の解釈、取扱を研究し、理解し、立案したのであらうか、自己を空しくして静かに考えて立案したのであらうか、よき伝統をも破壊することを進歩と考へたのではなからうか。若し、今の改正案が、軽い審議で、公布され、実施されたなら、大変なことである。改正案は、改めて、専門的知識がある各界の一人、二人の代表者(従来審議委員会中の専門家でよい)の審議を経て、国会に提出するのがよい。改悪し、「悪法も亦法なり」などと、いわれるような法律を、制定してはならない。」と書いてあります。

それで、この審議過程で、審議についてはまだいろいろ不十分な点があると思うのです。それで、これはいま一年くらい練ってそれから出してもらつてもおそくはないじゃないか、こんな百年の大計をするためにあまり軽率にやつてはいけません、こう私は思うのでございす。中松特許法といつて中松さんのやつた特許法は非常にいいといつて、外国人にもほめられたんだそうでございす。それで、もう四十年間やつておられますのに、きょうあすといつて、あわてて上程々々といつていきり立つ必要はないと思ひます。きょうこちらにおいでの方々は、みな中小工業家あるいは発明者の一人でございまして、ほんとうに今までまだお呼び出しを受けたことのない方々です。そこで工業所有権制度改正審議会の委員の名簿を見ましたのでございす。その中にはほんとうの町の発明者は入つておりません。代表者として発明家が入つておられますが、これは発明協会の方はまた別問題であります。そういう点で、町の発明者といひ、PR運動もしておらないのです。私が聞いたのは去年の十二月です。それからあわててこんなことでは、日本の国民の状況においてどういふ法案はまだ無理じゃないか、そう思ひましたので、急いでわれわれ民間の団体に申し上げて、きょうは皆さんが出たわけにございす。

第二、除斥期間の廃止、これはまことに困つたことでございまして、これはどうぞ廃止をしないでほしい。それはどういふ理由かといひますと、除斥期間が廃止されますと、たとえば実用新案十一年といひますと、十カ年間特許権が不安定にされておるといふことでございす。特許権が不安定ということは、銀行では担保に取らなないといふことです。特許庁の方々もいふおいでですが、日本の状況を見るとイギリスのような、アングロサクソンのような民族のやつておると日本は違ふ。米国のように資源がらんとあつた国ならこれは別だが、日本のように資源がなく、そして何でやつていくかというときには知的工業以外にない。その知的工業といふものは、科学文明なんだ、科学行政なんだ。諸君たちは文化行政じゃない。よほどその点は考へてもらわなくちゃ困る。ここに日刊工業に新しい産業構造方式といふものを石田制一という人が書いておる。その終りにどういふことが書いてあるかといふと、「以上の結論としては経済行政は常に科学技術の本質にもとらないうちにあるべきだ」といふことを結論に書いてあります。日本は科学行政をこれから振興させなければならぬ状況にあるのです。そのときに当りまして、除斥期間があつて、除斥期間の後にはそれが工業所有権といふものになつた場合には、日本のような貧乏な国ではなかなか担保にこの銀行でもとつてくれな。私はわざわざ自分で個人事業をやつておられます。海野工業技術研究所でございす。私は個人の生活が日本でも成り立つか成り立たぬか、自分でこの研究所を作つてみてゐる。どこへ行つたつて金は一銭も貸さない。私にはかなりの財産を担保に入れて借りてゐる。物件担保以外には、日本ではどこの銀行でも貸さない。日本の銀行は商業銀行なんです。日本の銀行はゆるい投資銀行ではない。その商業金融の金を使つてゐるのだから工業が発達するはずは絶対にない。それを工業金融にな

ぜ切りかえないか。そして工業金融に切りかえた中小金融公庫なんかに行くと、六カ月の後から払えといふ。これから新しい事業をして六カ月の後から払つていけるもんかといふのです。払つてごらんない、絶対にできない。私は個人で何とかして日本のために立つてみたい、そしてみんなに知らせていきたいと思つて、個人でわざわざやつてゐる。生活することがとてもむずかしいのだ。そして特許権といふものは全然担保にはならないんだ。それが除斥期間が廃止されて十カ年間不安定だらうたら、特許権でなくて特許不間違わないうでもらいたい。これはごく簡単な時間で申し上げる。それから確認審判制度を存置するかどうか。この確認審判制度はまことにけつこうな制度なんです。こういう制度が特許庁にあることが特許庁の権威である。また日本のいわゆる工業技術権の権威なんです。これは決して私は地方裁判所にはどうのこうのと、あるいは司法裁判官をどうのこうのといふことではない。特許庁の中で確認審判をやる場合には、司法の方もオブザーバーとしてお入れすべきであつて、特許庁だけでやる場合には法文の解釈に往々間違ひがあるために僕は申し上げる。それをもしめることが地方裁判に行つた場合に、たとえば北海道の山の中で特許権を争ふことになつたとする、地方裁判所の方には法文や技術の書いたものだけでは今の日本ではわかりません。必ずこれは物を持っていかせなければならぬ。貧乏人がこのぐらゐの物を持ってゐる裁判所に見本を提出する場合はいいけれども、トラックのようなものを持つてきて、こ

れでは悪いからあと五合持つてこいと云われたら、日本ではとてもできない審判制度です。そういう審判制度をあえてするといふことは、僕は少し求めることが無理だと思ふ。そういうことを僕は申し上げまして、どうぞこの法案はしばらく時をかしてもらつて、まず第一に特許庁の予算を組んでもらいたい。それでここに私は特許庁にうんと予算を下さいといふ案を、やつとけさタイプライターで打つて持つて参りました。これもあとでお許しがあれば皆さんに差し上げます。そして特許庁にうんと予算を組んでもらう、そして特許庁をまづりつぱなものにして、それから一つやつてもらいたいといふことをお願いしまして、私の意見にかえす。

○長谷川委員長 次に、大條正義君。大條参考人 私は弁理士の大條正義でございす。私は、今弁理士として公述したいと存じますが、私の出身は発明家でございまして、油脂加工に関する特許案件を持つて、終戦後みづから事業を經營して参りました。昭和二十七年には鉱工業技術研究補助金も七十万円いただいております。そのほか立体映画の特許、そのほか実用新案など数件を持つております。しかし残念ながら私としては、発明家として完成することはできませんでした。これは種々の事情がございす。第一の点は資金の不足でございす。立地条件が悪いといふ点もございす。しかし何にも増して私が経験したこと、は、発明家といふものは、いかに辛酸なものであるかといふことを、七、八年の間、つぶさに経験した次第でございす。私の父が弁理士をやつておりましたので、その跡を継いで弁

理士に登録いたしましたして、いまだ二年十一カ月でございます。従って私ごとき者が正面を切つて特許庁に刃向うということは、実に無謀である、貴様はそれだけの理論を持つておるかというよりなことを先輩の方々からも強く言われたものでございます。しかしながらこれは私の経験しました発明者として、あるいは事業家としての辛酸と弁理士として発明家を擁護しなければならぬという立場から思い余りましてやりましたものでございまして、幸い私と同様な考えの方々ももちろん発明家の間には、多数と申しますよりは絶対多数でございます。また弁理士会におきまして私が今申し上げることは、弁理士会を代表した意見では決してございませんでしようけれども、弁理士の間には私の申し上げる意見に賛同される方がきわめて多数おられます。そういう見地から私の説明をさしていただきます。

まず結論を申し上げますと、これはお礼を申し上げなければなりません、が大へん長時日を費しまして、工業所有権制度の改正審議会をやられ、さらにそれを特許庁において御検討下すつて、りっぱな法案にしようという御苦心の跡はよくわかる次第でございます。その点についてはお礼を申し上げます。しかしながら私の考えによりますと、今度の法案はいろいろいい点がございしますが、結論的には非常に未熟である。このまま今次国会において成立することがいいかどうかというところは私は非常に疑う。というよりは、むしろ成立することを私は望みません。

なぜならば次に述べるようなこととございしますが、第一に非常に未熟であつて、その内容が十分に検討されておらない。少くとも大正十年以来約四十年になる期間の後になされる改正でございしますから、これは修正ではなくて根本的な改正でございします。従つてその内容については十分の上にも十分な検討を重ねられ、そして最終にでき上つた法案については十分にたなざらしをして、各方面の非常に痛い意見でも聞き、そしてその各方面の反対やら賛成やらのすべてに耐えるだけの十分な法案にした上で国会に提出していただきたといふ私は思うのであります。なぜならば国会は、国民の審議機関でございますが、何分にも多数の法案が出ておりました、逐条審議なんというものは思いも寄らないということ、議員の方々からも聞いております。従つて国会に出す場合には、もうほんの一部の修正でせいぜいとどまる程度の十分に練つた法案を出さなければいけないのじやないかと私は考えるのですが、今回の国会提出を見ますと、六年やつて審議会で出された結論をそのままやつておるのはない。人によれば八十%もそれを改訂しておるなどという方もございします。人によれば三分の二も改訂してると言つております。私はそれほどには思いませんが、しかし非常に重大な点において、改正審議会の答申を骨抜きにしておるといふ点が多々あるというところを、私は認めないわけにいかないと思ひます。それでそれならばそれをさらに改正審議会の委員に諮つて承諾を求めたかといふと、必ずしもそうではないように承わつております。たとえ

ば改正審議会の一般部会長をやつておられました兼子一さんが、この三月十五日ごろジュリストにはつきりと書いておられますが、非常に首尾一貫しない妙なものになつてしまつた。なぜならばそれはあとの手の入れ方によるのだ、実務に押されてその精神が骨抜きになつておるといふような趣旨のことと述べておられます。これなどは改正審議会の委員のごく一部の意見と私は申せないと申します。またその審議会の委員であつた吉原さんについても、先ほど思ひ余つて書いたと言つておられました。特許管理という日本特許協会の雑誌に、先ほど海野さんが述べられたような非常にこつぱい苦言を呈しておられる。これなんかを見ますと、改正審議会の方針そのまゝを基礎にしたといふことは決して申せないと思ひます。また改正審議会そのものが私どもにとつては非常に不満足でございします。なぜならば私は弁理士でございまして、その扱ふところは私として多数の中小企業でございします。従つて私は中小企業の擁護者として僭越ながら自任しております。従つて私の申すことは中小企業に傾きがちであります。国民機会均等という立場から見ても決して均等ではなかつたといふふうに考えます。それでこの改正審議会の委員は、先ほどちよつと海野さんがお話しになつたように、中小企業の代表者が入つておられ、特許庁の方に、入つてないじやないかと私は言つて行つたことがあります。そうすると、いや日本商工会議所の会頭も入つておるだらう、あるいは発明協会の会長も入つておると言われますが、その方々が果して中小企業の立場を実

質的の意味において代表しておられたかどうか、これは全く私は疑います。多数の発明者とともに疑うものでございします。なぜならばその日本商工会議所あるいは発明協会におかれまして、今次法案について十分な審議を重ねられたかどうか。これは私の聞くところによれば全く行われていなかったといふ方が適切ではないかといふふうに、各会員から聞いております。東京商工会議所の方などは、これは極端にも、委員の方であるにかかわらず、いやそれは実用新案が六年になつたといふ話だけは聞いたぞ、あとは全部いいという話だといふ程度のずさんさでございします。あるいは九州の福岡の発明協会の支部でありますか、彼らの話を聞いてみますと、全く聞いていない、審議なんかもちろんしたことがないといふように極端を聞いております。そのように各会員が審議してないものを、いかに会長であり、あるいは会頭であつても、勝手に自分の意見でもつて言われることはかまいませんが、それは会員の方の意見を代表したものといふことは私は考えられないと思ひます。従つて中小企業が入つていなかったものと私は認めざるを得ません。従つてその結論になるところは、中小企業の意見がこの法案に現われてこなかつたといふふうに考えるものでございします。またその審議過程が、もちろん改正審議会中も相当に秘密が守られておつたようございまして、内容について一々聞くことに、私弁理士としてなかなか困難でございました。しかしながらその答申書が出たときに、その答申書の説明書が特許庁から刊行されましたが、それが出た直後に、また

どんな變つていくといふ話だと聞いて、それでは變つてでき上つた法案について検討するより仕方がないなと思つた次第です。ところがその渡されたものを私ここに持つておりますが、私はこれを弁理士会からもらひました。これは第五議案でございします。この四月三日の第五議案が、八月八日に弁理士会で印刷されました。手元に八月の末にいただきました。九月三日に初めて内容についての織田事務官からの御説明をいただいた次第です。そういうわけで通説いたしてみますと、これはとんでもないことだ。前の答申書でも中小企業の意見もさっぱり入つておられぬし、機会均等でもないと思つておりましたが、さらにこの法案を読みますと、それがまたさんさんくずされて、重要な点が骨抜きになつておる。これではどうしてもこれを修正しなければいかぬといふので、弁理士会としてもいろいろ意見が出まして、弁理士会の意見としては、わずか二点の修正案を出したわけでございます。それといふものも今になって修正するのは困難だ。皆さんしやくにさわるだらうけれども、仕方がないからその二点だけに限つて修正してもらふといふふうにすれば、それだけはできるだらうといふことで、みな了承したような次第でございします。もちろん賛否両論ござうございまして、決して満場一致でございませぬし、反対者と賛成者とが相半ばしたような次第でございします。そのような次第で、その答申書のあとにおいて、これは全くの秘密裡に作業が行われたものと私は思ひます。また各方面の方がそう言つておられま

す。いろいろの議案などをもらいに行つてもなかなか渡してもええせん。ようやく渡してもらつたら、それはまだ秘密だからみなに言つてはいけないうようなことを、われわれのような職業の弁理士に言われるくらいですから、非常に秘密が厳守されてゐたものであるというふうな考えます。なぜそのように秘密にされるかといふことはなかなかわかりませんが、今度提出されてみて初めて了解がついたような次第であります。このように大改正をやるならば、そういう秘密のやうなことをなさるゝで、公平にたならしにいたしまして、ガラス張りの中でやつていただきたいと思ひます。

次にこの内容をよく拝見いたしますと、この大改正に對しまして立法の方針がさつぱり明確でない。もちろん法文作成上のいろいろな技術的の欠点もございまいし、非常にわかりにくい。これは各方面の方が言つておられる。今の特許法よりもつとわからないと言つておられる。つまり立法の精神がつかめないのです。いろいろな個々の条文については、ああかこうかといふことはわかりますが、その全般を貫く精神といふものはつきりしない、といふよりはむしろ見当らないのです。これは私が考えますのにこの改正審議会の当初において、国家の産業政策といふものはこうであるぞ、それに基いていろいろな方針で特許法案を審議していかなければならぬと思ひ、皆さんどうか。方々から意見を出して、その立法精神について十分審議した上でやらなければいけないと思ひます。たとえば大企業と中小企

業の調整をいかにやるか。むしろ大企業も中小企業も日本の産業の中核をなす焦点になるものでありますから、これは機会均等の意味もあり、共存共栄をはかるべきものでございします。物によつては大企業でなければできぬものもあり、中小企業でなければできないものもある。あるいは中小企業といつておつても、あつた大企業になるかもしれない性質を持つておるやうなものもある。そういうわけで大企業と中小企業といふことは十分調整をはかなければならぬ。しかし今度の法案を見ますと、これは発明家の方々は、大企業擁護だと言つておられますが、必ずしもそうでない部分もあります。しかし部分、部分にわたつて見まして、結論的に申しますと結局大企業擁護じゃないかといふやうな疑いを持たせる点がたくさんある。あとに述べますが、たとえば特許法による処罰規定を軽減しておるといふやうな点もございします。あるいは創意工夫の保護の範囲のきめ方を考へていない。たとえば小さいやうな発明は切る、あるいは大発明だけは保護するのだとか、いやさうではなくて小さい発明の保護まで入れるといふやうに、どの辺まで入れるかといふ点がきめられなければならぬ、さういふ方法がとられていないと思ひます。あるいは外国技術を導入するが、国内技術を育成するが、どつちを重点とするかといふ点もどうも明らかでない。具体的に申し上げたいのですけれども、とうてい時間がありませんから項目的に申し上げます。

先発明あるいは先使用主義が先願主義かといふやうな点になりますとやや専門的にわたりますが、さういふやうな点も思想が一貫してない。アメリカの特許法などは非常に完全な先発明主義であり、ドイツは相当徹底した先願主義でございしますが、さういふ点についても非常にいい模範としており、場合によつては先発明主義であつても先願主義をとらなければならぬ場合もあります。しかしそれはあくまでも例外であり、どつちがどつちを例外としてゐるのかさつぱりわからないう。つまり全体として思想が一貫してないといふやうに考へます。今の先発明主義と先願主義の点について一つ実例を申し上げましょう。たとえば冒認特許、盗んだ特許といふのがあります。人の発明を盗んで特許にする、これはいけないことであるが、現在の特許法の十一條によりますと、出願日の適及の特例といふのがございします。これは盗まれた人が正当な権利者であれば、後に出願すればそのあとの出願日は盗んだ人の出願日にさかのぼるといふ規定でございしますが、これが廃止されました。これは長官の御説明によりますと、新聞に出されましたが長官の説明と思ひますが、先願主義のためだといふやうな話でございします。しかし意匠法の第五條に、「他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠」といふことがありますが、それは登録しないといふことが書いてあります。これは結局先使用主義でございします。たとえば山の中で、ある人がある物品について、たとえば灰皿のやうなものを作つて近所の町に売つていたとすると、東京の人がこれと似たやうなものを出願いたします。そうすると先願主義ならばこれは登録されるわけです。ところがこれは拒絶さ

れることになるわけです。これが公知公用のものならばいいのです。公知公用といふのは至るところでだれでも知つてゐるといふことですからいい。さうでなくて、山の中のごく一部分のところでしか知られないものでも、この条文によれば拒絶されることになる。これは先願主義でなくて先使用主義以外の何ものでもない。さういふやうに一貫してない。たとえば第五議案では、物品の誤認混同を生ずる場合には登録しないといふのが、今度の提出法案によると、これがまた直されていゝと、この次で、くるりくるりと變つて最後の案が出ておる。この最後の案だつて一月たつてはまた變つてしまつた。さういふ法案でございまして、現行法では世人を欺瞞するものは登録しないといふことになつております。この世の中の人をだますといふことはいろいろな意味がございしますが、これはいけない、さういふふうにはつきりしておればいいのですけれども、物品の誤認混同といふのも変なもので、誤認混同といふのは一つのもが他のものに似ていて、たとえばさういふ万年筆のやうなライターは登録しないといふことです。そんなばかなことはない。それに気がついたのであつて今度「他人の業務に係る物品」と直されたと思ひますが、さういふやうな次第では困る。法案はもつと完全にこの点では練つてもらなければならぬ。

次に、まず出願の抑制をしておられるといふやうにわれわれは考へます。今度の法案において正面切つて出願を抑制するといふことを書いてあります。が、内容に至つては出願を抑制する以外の何ものでもない。たとえば除斥

期間の廃止といふことによつて権利を非常に軽くして、特許料を値上げして出願を減らす、現在十七万件の出願が、昨年度ございしましたが、これは年々増加するのに驚いてなされた手段であると思ひます。さういふやうな現状にとらわれてはいけません。やはり特許法は大きな法律で長年続くものでございしますから、長年にわたつてのことを考へていただかなければいかぬ。現在の停滯を処理するならば、別に法律を作るべきである。特許庁の予算をふやし、人員をふやし、整備しなければいけない。これについてはわれわれはこれから猛運動を開始したいと思ひております。この法案はまた別問題でございします。つまりこれは出願が多

いといふのは、日本の國情がさうな國情であるからです。つまり日本人は他の國民と違ふ点でございまして、非常にまねが多い。これは日本が非常に創意工夫が多いと同時にまねが多い。従つて非常に活動力に富んだ民族であるといふところに由来するものもわかりませんが、このことは否定できないと思ひます。その理由といふのは、まあ結局競争が激しいといふ点からくるのでございします。狭い国土に多數の國民がこゝろやつて生息しなければならぬといふ点からくるのでございします。そのために日本が世界一だといふので驚いては決していけません。おそらく今の二倍になつても驚く必要はないと思ひます。つまりこの多數の中には、もう一つ申しますと、質の低いものがあるといふことを、しばしば申されます。これは事実でございします。しかしながら質の低い発明は保護しない方がいいか、これは別問題で

でございます。アメリカのような国は出願数は日本よりはるかに少い。これはそれで済むような国内事情がある。なぜならば米国民においては、たとえ特許をしないで、他人の作ったものを盗んだりまねをしたりするということに非常な恥らう風風がございます。日本においてはそうでもない。もう何でもいから一刻も早く他人のものをまねて出す、そういうような風風がある。そういう風風が違わなければならない。従って小さな発明あるいは考案をしても、これは登録して保護してもらわないことには、隣の人から盗られて盗まれる、これが困情なのですから、やはり保護しなければ、そういう人は発明したかいたがなくなる。アメリカの場合には発明をして、何も高い特許料を払って特許を得なくても——アメリカは非常に弁理士の利用が盛んな国ですから、弁理士を利用しなければほとんど特許しないというふうにいわれている国ですから、非常に高い金がかかるからそういうものは出せない。日本はそうでない。国民機会均等の立場から、裁判と同様にどなたも各人が出されるべきことがむしろ奨励されております。私はそれでけっこうだと思ひます。むしろかしこいことは弁理士がやればよいでしょう。やさしいことは発明家みずからがやって一向差しかねないと思ひます。そのようなものを料金を上げ、かつ権利の価値を低くするということは、出願の抑制以外の何ものでもない。私は考えます。それで特許の質の向上をはかるということは、もつてのほかだと思ひます。まして、特許の質の向上をはかるのが国民の声だんという御説明がありますが、特許の質の向

上というのは、結局発明の内容の質の向上にはかならないとしか考えられませんが、その意味でなければ、特許庁に登録されている特許の平均値の向上ということもわかりません。しかしそれはまるで意味がないでしょう。他国に對する誇示ならいいです。国民の創意工夫を保護する特許法において、そのような種類の平均値を上げるなどということはもつてのほかでございます。特許の質の向上というものは結局発明の内容の向上は、特許法の改正なんかによつてはとうてい行われぬ。これは他の助成策とかあるいは樹立策、国民が一生懸命発明をするように教育すること、あるいは生活の向上、そういうことによつて得られるもので、特許法をいかに改良しようとも発明の質の内容を向上させることはできないものと私は思ひます。

次に法文上であいまい点、あるいは矛盾する点が多々ある。たくさん申し上げたいのですけれども、とうてい時間がなさそうですから、若干についてだけ申し上げます。たとえばこれは専門的にわたつてしまひますが、無効審判の請求の適格者の問題がございまして、無効審判は、今度のようにならば、無効審判がなくなつたと仮定いたします。しかし除斥期間がなくなつただけにどうもなりません。これは一本だれが無効審判を請求できるかという点になります。非常にあいまいでございます。これは特許庁に参りまして審議室長の荒玉さんに御説明を伺つても全然納得いかない。たとえば今度の特許法におきまして、現行法の八十四条の第二項には、「利害關係人及審査官二限り」というふうに規定されておりますが、今

度はそれが何も書いてない。そうするとたとえば今度の改正商標法の五十一条にはこう書いてある。商標の取り消し審判では、何人もできないというふうに書いてある。しかし、それでは今度の場合の無効審判については、何人もではないのかと聞きますと、何人もという意味ではないとおっしゃいます。それなら利害關係人ですかと聞くと、いや必ずしもそうでもない。必ずしもいいともわかりませんけれども、それではないということなら、それじゃ利害關係人でもなく何人でもないということがあるのか。そのようにならぬが、一方に利害關係人と書いてあるところもある。たとえば審判制度の参加人についての規定がございまして、これははっきりと利害關係人と書いてあります。言葉は利害關係人でなくて、審判の結果について利害關係を有する者は、審判に参加し得るといふふうになっております。この審判の結果について利害を有する者というところは、利害關係人にはかならないと思ひます。はつきりと利害關係人と規定したと思ひます。この点は、現行法では「利害關係人」という言葉が書いてある。この場合はそれは書いてないけれども、結局審判の結果について利害を有する者ということとは、審判の結果に、つまり権利の存否に利害關係がある者ということと、もう一つは審判の内容そのものが直接利害關係がある者、つまり弁理士とか弁護士とかあるいは審査官とか審判官とか、そういうものは審判の内容が今後やることにいろいろ制約を受けますから、利害關係があるとしたか考えられませんが、従つて

やはり利害關係人であるといふふうには考えられる。しかし、それならなぜその規定を置かなかつたかということには、どうしても説明してもらえない。こゝろいふようなあいまいな点を残していいか。今度の法案については「登録」「許可」といふふうには直された。たゞた用語の一字についても、「登録」ということは意味の二重性がある。原簿に記載すること、もう一つは行政処分、この二つに解釈されるからといふのですけれども、だれが見ても、現行特許法を見れば、ああこれは原簿に記載することだ、こゝろは行政処分のことだ、といふことは一目でわかります。それほど言葉にまでとらわれるくらい厳密にされながら、このような重大な点について、あいまいなあるいは矛盾するようないふことを残されるということが、私は、私はどうしても解することができません。

今のはあいまい点、矛盾する点であります。今度は「解釈」を参議院修正で「判定」を直されました。しかしこれは行政処分であるか、あるいは単なる鑑定であるかということについては、結局疑義が残ると思ひます。特許庁の方では鑑定であるといふふうに話しておられますが、鑑定であるという積極規定はもちろんです。しかし「判定」じゃなくて「鑑定」といふふうには書かれれば、あるいは鑑定のようになるでしようが、それなら審判官を三名も立てて、いろいろ省令によつて除斥忌避その他を設けたいといふようなお話もはなはだおかしいことだと思ひます。鑑定をやるならば、これは一方的な鑑定でもできるのですから、特許庁の鑑定は権威がつけたいといふ意味で、そ

うふうにおやりになるかもしれないけれども、そういうふうにはやれば、これは行政処分ではないかと考えられるのも無理はないと思ひます。たとえば有名な弁理士、弁護士であらせられる和久井宗次先生などでも、これは私は行政処分であると思つて、はつきり言ひ切つておられる。だから、私は事件が起つたら必ず上訴、上告をやるぞと言つておられます。そのように、多年やられておる有名な弁理士、弁護士の先生でさえも、そういうふうな疑い——疑いじゃなく、これは確信を持つておられるようですが、そのようなくらいで、私も一体どつちをとつていいかわからない。つまり、鑑定なら、効力がなければ効力がないといふふうには規定されたいのじゃないですか。あるいは、そうでなくて行政処分なら、そのようにはつきり規定されたいのでしよう。そういう点が結局あいまいな点として、私にはわかりません。

もう一つ、今の矛盾する点について申し上げます。たとえば意匠を特許するといふは実用新案に出願変更できるやうになりました。今度は特許が実用新案に、実用新案が特許に、特許が意匠に、意匠が実用新案に、意匠が特許にといふふうには組み合わせが全部でき上りまして、全部出願変更ができる。つまり出願しておいて、途中でいやになつたら、特許なり実用新案なり、好きなものに変更できるというわけですが、これは非常にいいように思ひますけれども、たとえば意匠を実用新案あるいは特許に、出願変更するといふ場合について考へてみましょう。ここにたとえ

そのタイヤのトレッドに線が入ってお
ります。これは特許庁の方の説明会で
聞いたお話ですが、そういうようなも
ので意匠について出願されたものがあ
るとしまして。これは審美的なもの
であるとしたら、意匠権が成り立ちま
すから、見ておもしろい、従って意匠
出願をした。ところがそれを、山道で
雪の上で走ってみた。スリップしない
ぞ、今までの線と違って、完全にすべ
りどめになる、これはおもしろい、そ
れでは今度の特許法では特許に出願変
更できるぞ、やりましょうというの
で、出願変更したとします。ところが
第三者がおりまして、その人が自分で
こつこつとタイヤを研究しまして、そ
れとはほぼ同じような、あるいは全く同
じものを発明したとしましょう。ス
リップしないタイヤというものを、これ
は意匠と何らかかわりない、それを出
願したとします。その出願が、さっき
の意匠出願と、それから初めてそれを
使ってやってみてスリップしないとい
う作用効果をここで見つけて、これを
出願したという、その間にはさまって
出願したら、どうなりますか。あとに
その作用効果を見つけた人は、その作
用効果を見つけたことによって、初め
て発明が完成されたものではないかと
思います。最初の格好を作っても、こ
れは発明者ではありません。精神が
入っていない。精神を入れた人が発明家
でございましょう。その人は結局あと
に発明した。しかるにこの人は出願日
がさかのぼって、意匠を出願したとき
が出願日になりますから、その人が特
許権を得られるわけです。こういうの
は、先願主義あるいは先発明主義いず
れにしても、その原理にもとると思

のです。こういうような点をお考えに
なつたかどうか。
それからまた、そういう意匠の特許
に出願変更ができるというなら、意匠
は図面が本位でありまして、説明とい
うものはほとんど許されない。ごくわ
ずか、これは何に使うというくらいい
ものです。そういう場合に図面を出さ
ば、今度の特許にするときには説明書
書かなければなりませんから、その図
面の内容を説明します。それが出願変
更ができて特許になるとすれば、たと
えば特許を出願するときに図面だけ出
しておいて、明細書を書かなくても受
け付けられるかという問題になりま
す。受け付けられて、一応特許の出願
権が生じることか。今後の運用の間
題かもわかりませんけれども、そうい
うようなことは今はとりて許されな
い。實用新案によつては、型の問題で
許されたおつたことでもあります。今
度は實用新案は考案であつて、今御説
明を申し上げるひまがありませんが、発
明が考案の一種のよりに書いてありま
す。そのような次第で、発明と考案と
はほとんど区別がなくなつてゐる。片
方は高度のもの、程度の高いもの、片
方は何も書いてないから、つまり程度
の低いものから高いものも全部含まれ
るというふうなものでございしまし
ょう。低いものとは決して書いてない。
小発明とか大発明とかいつておるが、
大間違いです。實用新案の方は小発明
も含んでおるが、大発明も含んでおる
のです。そういうような点を何も考慮
されてない。今はもうできないことに
なつておりますが、もう少ししばらく前
には、實用新案を出願するについて、図
面だけは出しておいて、あとから説明

を補充するというのができた。しか
し今度ではできなくなるかという、そ
れが変だ。こういうような次第で、意
匠でさえ特許あるいは實用新案の変更
ができるなら、図面を出しておいて特
許出願ができないという理由は何に
もなはずです。そういうような非常
に矛盾することが出て参ります。
○長谷川委員長 大條さんに申し上げ
ますが、時間が倍以上経過をいたしま
したが……
○大條参考人 ではこの辺で結論を申
し上げます。
いろいろございしますが、結論とい
しまして、私はこの最終の法案につ
いて、もう一度十分にたならしにされ
て、ここの一年間各方面からの十分な意
見を聞き特許庁も確信のあるところを
反論し、そしてその結論を出してい
たきたい。それをもつて国会に提案さ
れることを私は希望するものでござ
います。
○長谷川委員長 次に齋藤君。
○齋藤参考人 私、発明協会の理事
長の齋藤肇でございます。
まず今度の改正案につきまして、第
一点といたしまして、いわゆる国際性
の問題、外国で頒布された刊行物の問
題とか、原子核交換の方法によつて製
造された物質の発明は認めないとい
うような事項は、実はこれは早く法律
として実現していただきませんと、ま
まごいいたしますと、日本の産業界が外
国人の特許の植民地になるおそれがあ
るといふ、産業上の重大な問題を含ん
でおるのでございしますので、一日も早
く実現を希望する次第でございします。
次に第二点といたしまして、私ども
の最も問題としておりますところ

は、権利の侵害があつた場合に、現
行法では権利者の保護がまことに不
十分でございまして、まあ極端のこと
を申し上げれば、特許は一つのレッ
テルにすぎない、侵害の起つた場合にその救
済の道がほとんど保護されていない、
裁判所に持っていくてもなかなか片が
つかないという実情でございまして、
何のために特許があるのかわからぬと
いうような例は、多年にわたつて業界
からの要望でございまして、今回その
点につきまして差止請求権の問題であ
るか、損害の額の推定の問題、経過
失における侵害の問題というふうな、
相当の裁判上の改善が加えられる予
定になつておりますが、これは一日も早
く法律として実現していただかなけれ
ば、特許料を払つて特許を何のために
とっているのかわからぬ。ことに日本
人は人の特許をまねるという癖があ
りまして、はなはだしき話、その侵
害の救済手段が完全でないから、まあ
それをまねして作つた方が得だとい
うことで、どんどん侵してゐるという
例が非常にたくさんございまして、そ
ういふ要望が非常に強いのでござい
ます。ですから、現行法は一日も早くこ
ういふ欠点を改正していただかなけれ
ばいかぬといふことは、多年にわたる
われわれの熱望でございします。
その次に第三点といたしまして、審
査、審判の充足化の問題でございま
す。審査の充足化の問題は参議院の公
聴会で申し上げましたから、本日は
申し上げませんが、審判の充足化とい
う問題は非常にこれは問題がござい
まして、ただいまのところでは、実例と
してはなほだしいのは、権利者の方
とつづそりとする方との争いで、審判を

二審制度になつてやっております結
果、十五年の特許期間が切れてしま
うのに、その審判の終結ができないとい
うような状態のものがございまして、
かりに権利者の方が最終におきま
したといたしまして、あるいは幾ば
くかの賠償金の請求ができるかもしれ
ませんが、何ら特許法上の保護は受
けられなかつたという結果になる実例が
非常に多い。こういうような現行法の
欠点は一日も早く直してもらわな
ければ、実際完全なるその特許権の利益
を特許権利者は受けられないという状
態にございしますので、前々からこ
ういふものは改正していただきたとい
う要望が、各方面から強いのでござ
います。極端に率直に私どもの意見を言
わしていただければ、今回法案の提出
が国会になされたのは、昨年のリ
スボン国際会議というふうな関係も考
慮されまして、政府として相当慎重に
やられたのはごもっともでございま
すが、私も前から言へば、この法案
の提出は、すでにその三つの点だけ
をあげまして、おそ過ぎるのじゃない
か、何をぐずぐずしておられるのかと
いふ点を非常に強く感ずるのでござ
います。
次に、発明協会のあり方の問題でござ
います。が、法案の草案の内容を周知徹底
せしめるといふ問題につきましては、私
どももずいぶん努力して参りました。
もちろん努力の足らぬ点もございま
して、先ほどから、徹底が欠いてゐる、
発明協会のやり方に対しての御不満も
ありましたのでございしますが、(ある
よ、そういう点をもっと詳しく言つて
くれ)と呼ぶ者あり)そういう点は十分

反省をいたしますけれども、私どもの方の組織は、全国で支部が各府県にございまして、会員は、ほぼ五千になんたんとする会員を擁しております。その会員の内容は、大会社から中小の発明者まで包含しております。ところが、大会社につきましては、別にそれぞれ発明担当の方をもちまして特許協会というものを組織していただける関係もございまして、私どもの方が意見をまとめる際には、どうしても中小の関係の方の御意見の方が強く反映するのでございまして、その結果の現われの一つといたしましては、たとえば法案の草案審議中に、実用新案はやめてしまえという声の一部の大会社からあったように承わっておりますが、それには中小の関係の方は大反対でございまして、それから、一時実用新案の年限を六カ年にするといふようなお話もございまして、これに對しましては、中小の関係の方は大反対でございまして、それはどうしても十年にしたいといふ要望が非常に強かったもので、私どもはそれを代弁して、当局の方にはそういうふうに申し伝えました。ことにそのほか、発明協会は御承知のように公益法人でございまして、事業者団体とは違つて関係がございまして、会員外の方々の意見も極力取り入れなければならぬ組織になつておるのでございまして、これは後ほど除斥期間の問題のときにもそういう問題に触れますが、そういう関係にございまして、私どもといたしましては、あらゆる機会に草案の内容を極力皆様に周知させる点につきましては、最大限の努力を払つて参りました。毎年関係の全国会議をやっておりますし、総

会のときにももちろん、その他地方表彰をやる場合であるとか、あるいは各支部で講演会、座談会、講習会をやるような場合には、ほとんど毎回と申してもいいほど当局者の出席を求めまして、草案に対する非常にかまかい説明をその機会にやつてもらひまして、それに対する質疑応答もやり、それに対する各界の意見も十分反映されておると確信いたしております。

その意見で、どういふ意見が従来から発明協会を通じて出ておつたかというところを一例として申し上げますと、ただいまも申し上げましたような、審査、審判の充足化をやつてもらひたい、権利の侵害の保護をやつてもらひたい、実用新案の年限を十年にしたい、これは特許料金の問題より、実は特許権を譲渡した場合あるいは実施権を譲渡した場合といふようなときに、いろいろ税金を特別に免除してもらひなけれは、その発明を成功させる上において非常な支障が起るといふような問題、あるいは出願の事前調査のための公報の普及の問題、それから発明の奨励、実施化等の問題にも思い切つた政策をとつて、政府としても金を出してもらひたい、それから発明で成功された方々には国としても、もっと十分なる褒賞を出してもらひたい、たとえば文化勲章といふようなものを出してもらひたいといふような要望が出ておりますので、もちろんこのうち、当局のいるところとなつたものもございまして、またいるところとならないものもございまして、そういうような問題は、会員及び会員外の業界の意見は相当に反映して、当局の方に要望する

なり決議文として持つていつていふという実情にございまして。次に、最後にもう一言除斥期間の問題について意見を述べさせていただきますたいと思ひます。

除斥期間の問題につきましては、ただいまこれを原則としてなくすことについでに反対の意見もございまして、実は発明家の発明の権利を完全に安定させるという意味から申しますならば、五年以下の除斥期間が果して適当であるかどうかという問題は非常に疑問でございまして。というところは、発明をされた方は、一日も早くその発明を事業化したといふ方が非常に多いのでございまして、五年間しまつておいて、安定してから企業者を求めるとか、あるいは銀行から金を借りるといふ場合は比較的少いのでございまして、むしろ出願したら同時に事業を始めて、金も借りて事業をしたといふ方が大多数なんではあります。それで一番困つてゐるのは、その出願したものの特許になりますまでに、相当の年限がむだに費されるというところは非常に困ることとございまして、五年間もじつと押えておるといふ場合は非常に少いといふことを御了承願ひたいと思ひます。

それから除斥期間を置いた方がどうか、なくした方がどうかといふことにつきましては、実は発明者の方の側、特許権を持つてゐる方の側からいへば、たとひ不満でも五年のものがあるれば、ないよりはましだといふ意見はごもつとも思ひますが、会員以外の各業界の意見としましては、むしろこれは困るから除斥期間はやめてもらひたいという声が非常に多いのでござい

ます。しかもこれが中小の業者からそういう声が非常に多い。と申しますのは、大会社は大体特別に特許にたんのうな方がみなそれぞれいられて、自分と競争の会社がどういふ出願をしてどうなつてゐるかといふことはよく調査していられますから、他人の特許を見落すといふことはまずないのでございまして、中小の業者の關係の方は、自分の特許すらも問題でございまして、他人の特許を調べるなどといふことは、ほとんどふだんやつていないといふ状態に置かれてゐるのでござい

ます。それがたまたま悪意の人が出て参りまして、かりに五年間特許をとつておる、その後無効にできなくなつたといふときに、立ち上つてはさつと押えにかかるといふ例が相当ございまして、そのなつた場合に關係の業者は、自分には知らずに早くからやつていたので、そのから、当然公知公用であるから、その特許なんかはつぶすべきであつたといふことに気がつかないために非常に不測の損害を受けるから、この除斥期間はやめてもらひたいといふ意見が非常に強い。これは私どもの方は仕事上の關係上、実施あつせんのために各業界の専門家を委員または専門委員にわづらわしまして、いろいろ御相談をしておりますと、そういう方面から具体的な例をあげての御要求がござい

ます。発明協会は、先ほど申し上げましたように、単に会員だけの利益といふことばかりを考へるわけにいかないのではありません。これは事業者団体でございせんから、そういうような各業界の多数の意見といふものは、今日のよ

うな機会には率直に申し上げなければならぬといふこととございまして、この全体としては除斥期間はやめた方がいいといふ意見が非常に多いことを申し上げます。

時間の關係もございまして、この程度で一応終ります。

○長谷川委員長 次に竹内壽恵さんにお願ひをいたします。

○竹内参考人 竹内壽恵でございまして。大條弁護士が非常にこまかな点に對して陳情をしまして説明を申し上げましたので、私は特に除斥期間の廃止の点に焦点をしばつて皆様に意のあるところを申し上げ、御協力いただきたいと思ひます。

私ども発明者といひましては、この発明の特許をとつたといふことに対して、非常に勇躍して事業をしたいのでございまして、ただいま齋藤氏のおっしゃられるように五年間ないし三年間の除斥期間といふものがあるの

で、このためにすぐ特許を発表して事業化できないといふことに對して非常に不便さがあるわけとございまして、この不便さに対して、現在でもその期間中無効審判を起されたら、ことにわれわれ女性のごとき、無資本家がほとんどございまして、無資本家が大本家

にこれを提示したときに、三年以内、五年以内これを提示すると、考へおくと、大資本家がそれを取り上げて、それとひとしい特許を起された場合に、資本的無能力者は泣き寝入りをしなけれはならないといふことは、非常に深いものじやないかと思ひます。私どもはやむを得ず三年なり五年なりを隠忍して、その特許が確立したときに初めて社会に持ち出すといふような非常に情ない状態に現在

第一類第九号 商工委員会議録第三十五号 昭和三十四年三月二十五日

七

あるのでございますが、それが特許の権利のある限り常に動揺するということになりまして、発明家の得るところというものは皆無と云っていいんじゃないかと思ひます。それならば発明などない方がいいのじゃないかというところが、発明家の気持の中には多く出るのではないかと思ひます。国家はこういう発明をしなくていいならば、この法案を通していいと思ひますけれども、発明家は育成しなければならぬというところにあるならば、やはり発明家の夢というものを育てていくということが必要じゃないかと思ひます。ことに今回の審議に携わっている方を拜見いたしますと、ほとんど大企業の方と要路の方、学識経験者及び官庁関係の方が多くございまして、中小企業がタッチしてないというところは、中小企業が無視されているということになるのではないかと思ひます。この除斥期間廃止を實行しましたならば、中小企業者及び無資本家が全然発明というのに対して意欲がなくなり、そして発明によって事業を興すとか何とかいうことが全然できなくなるという非常に悲しい状態に置かれるというところがいえるのではないかと思ひます。ことにこの無効審判のごときは、先ほど齋藤さんがおっしゃられました、五年間の除斥期間があつてさへも、なおかつ特許の寿命のある限り十五年間、その間を訴訟に費して何ら発明の価値を得なかつたという場合には、今でさえそれであるものが、それが除斥期間が廃止されたならばどういうことになるか、全然その企業は成り立たないということになり、おそらく日本人の非常に悪いところであ

る人のまねをしたものが得をする、そういうような日本の社会に私はしたくないと思ひます。どうぞ正しいものが正しく育成されるように、特にその点に重点を置いてもつと審議を十分にして、それで社会全般の人が納得するところで、この法案は通していただきたいものだと思ひます。

これはもうすでに過去四十年間この法律は実行されてきております。にもかかわらず、この短時日にどうしても通過させなければならぬという理由は、どこにあるだろうかと思ひます。非常に不審に思ひます。この膨大な改正法案が弁理士さんの方のお手元へは全然出されないで秘密になつていたというところ、何か意図があるのじゃないかと、われわれは常にそういう点に対して疑いの目を持たなければならぬと思ひます。非常に残念なことだと思ひます。もう少し明朗にものがやれないものだろうかという点に、特に私も思ひましたのでございします。私は婦人の代表といたしましても、よくよくこういふものは吟味し、審議して、それでだれもが納得いくところで正しい法律案として上程していただくというところを、切に望む次第でございします。今回の法案に対しては、大條さんのお話を聞いておりますと、さながら拙速という文字が使えらると思ひます。六年間御審議なさつたというけれども、民間人を加えない、中小企業を加えない、一般大衆を加えないの審議というものは、片手落ちのものがあるのじゃないかと私は考えます。大企業を中心にして考えた

場合にはそれはよい、中小企業の方の考え方としてはそれはいいけない、いろいろ利益相反するものがある、いろいろ利益相反するものがあつた、で、そういう点を十分に御考慮のうちにに入れて御審議していただくというところが、ぜひ望ましいわけだと思ひます。代議士の先生方、委員の先生方におかれまして、この膨大な法案を、字句の訂正などでなく、十分に審議して、これならば私も国民が賛成する、みんなが賛成するという線に向つて、私はぜひとも進んでいただきたいと思ひます。この急遽上程ということに対しては、一応見送つていただいて、よくよく審議して——四十年間継続してあつたものを今すぐやらなければならぬという理由はないと私は思ひます。一年でも一年半でもよく審議して、それから代議士の先生方も納得して、私も納得するところで初めて上程していただくというところを、特に希望する次第でございします。私はこういうことを自分として信じたくはないのでございします。ちまたのうわさといひましては、某財界人が某要路の高官に要請して置きみやげとして、この法案を急遽上程したのだといううわなことが言われておりますけれども、まことに不明朗な言葉でございまして、このようにことが實際であつた場合には、私も政治に対して信頼が置けないわけだと思ひます。このよううわさがないように、特にそのよううわさが立つているときには、一層の慎重さをもち、先生方に御審議をしていただきたいと思ひ次第でございします。なお弁理士の一部の方に伺いましたところ、こうなりますと私も事務所が繁昌してけつこうなんです

よ、というふうなことになるまで、トラブルの起きるのを今は望んで弁理士の先生方が待期していらっしゃるに至つては、もつてのほかじゃないかと思ひます。もしもそういうお気持ちの方が一部あるというならば、私はいいと信じておりましたけれども、大條さんが先ほど賛否両論と言われた、その賛成している方の中には、そういう弁理士さんがあるんじゃないかと不安を感じるものがあると思ひます。この点などもやはり利害が一致してありませんので、利益のある人、利益のない人、損失のある人、それそれをよく吟味して御審議いただきたいと特別お願いしまして、私は切に切にこの法案を、もう一度御審議し、練り直して上程していただくことを、特別お願いするわけにございします。以上でございします。

○長谷川委員長 次に高北新治郎君。○高北参考人 高北北でございします。お恥かしい次第でございします。私は無学でございします。申し上げますことに御想像願ひなければならぬような点が多々あるだらうと思ひます。御想像願ひましてよろしくお聞き取りを願ひたいと存じます。

特許法は三法改正に対する意見を申し上げました。特許法は三法の改正は、最も時宜に適したものであり、これが立案に当られた御当局の御努力、御苦心に対しては深甚の敬意を表するものであります。しかしながら、私も発明に多年携つて参りました者にとりましては、今回の改正法案に対しては、申し上げねばならぬこと、ぜひ聞いていただかなければならぬことが多々あるのでございします。そのおまな事項につきまして、これから意見を申し上げさせていただきます。

第一に、特許法の改正はまず何より先に審査、審判事務の迅速化をお願いしたいと思ひます。権利の確実な保護、伸張を主眼としてなされなければならぬと存じます。またこのことが何にもまさる発明奨励と存じます。しかるに改正法案は、この点において全く逆行しております。たとえば現行特許法制定の際否決されました特許請求範囲の記載について多項式を採用しておられまして、この多項式は審査を複雑にし、権利範囲を不明確にするものであります。これは火を見るより明らかと思ひます。これは火を見るよりも明らかではないかと、かように考えます。また今日私どもの非常に困つてゐることは、実用新案等におきまして、ことにしかりであります。微細な法案の追加によって特許権を含む後願をどうし許可し、せつかくの権利を得ました発明も何にもならないような感じになることが多いのでございします。改正法案はこの点を何ら改善してないのみか、発明の要件として高度性を付加し、その高度性については何らの標準を規定していません。これでは審査の適正はとうてい期待できないのではなからうかと思ひます。

第二には、確認審判制度の廃止の点であります。権利侵害のあつた場合、しろうとと申しますとちよつと言ひ過ぎるのでございします。裁判官が検査官が特許範囲の判断をやつていただかなければならぬのでございします。が、国民は全くこれは迷惑で不安にたえません。特許庁みずから特別技術官庁であることを自覚され、むしろ確認審判の結果に対しては、司法裁判所も

これに従わなければならないようにして
ていただきたいと思います。

第三には、除斥期間の廃止の点でござ
います。企業家にとって権利が安
定しないことが一番困るのでござい
ます。除斥期間の問題は、現行法制定
の際も問題となつたのでありますが、特
許後五年以後はほとんど無効審判の提
起がないことが明らかにされ、その結
果五年という現行の除斥期間が設けら
れたと、私どもは聞いておるのでござ
います。要するに、審査を正確にやっ
て下されば、この問題は解決すること
です。除斥期間を廃止することは、審
査の疎漏を發明者の責任とし、権利を
不安定に置くことにはなりません。

特許後十年もたつてから無効審判が提
起された場合、審判官が神機でない限
り、十年前の技術水準に立つて發明の
高度性を判断するなどということはと
うていできるものではございません。
議員各位におかれましては、この点特
に御留意をお願いいたしたいと存じま
す。

第四には、実用新案と意匠との区別
が改正法案によつては、私どもとうて
い理解ができないというところござい
ます。実用新案と意匠法といずれかの
一つでよいように思われるのでござい
ます。両方ともつとつたりしした明
瞭なものにしていただきたいと思います
のでございます。

第五には、特許料金の値上げの点で
あります。この値上げは發明奨励に對
しましてはマイナスになると思いま
す。もし値上げをされるならば、その
増収をもつて特許事業実施料取得に對
する課税等の減税をお願いいたした
い、かように考えるのでございます。

結論をいたしまして、長々と愚見を
申し述べましたが、改正案はまだだ
わが国の実勢にびつたりしないものが
あるように見受けられますので、当
局におかれましては、功をあせること
なく十分民意をおくみ取り下さいまし
て、学識経験者の御意見に耳を傾け、
もう一度改正案を練り直していただ
くことを切望いたしまして、終りといた
します。

○長谷川委員長 次に林壽君。

○林壽君 林でございます。この印
刷物に株式会社日本水産機械公社代表
取締役となつております。これも事実
であります。本日は私、通産省及び
農林省のお勧めで終戦直後に創立され
た水産機械製造業者の全国団体である
日本水産機械工業協同組合の代表とい
たしまして、一言述べさせていただきます。

前の参考人の方から、特に海野、
大條、今また私どもと同じ水産ではあ
りませんが、農機具関係の方から御発
言がありました。全く同感に存じま
す。時間もございせんので、なるた
け重複を避けさせていただきますが、
多少重複するところもあるかもしれま
せん。工業所有権の制度の改正につ
いて、主として次の問題に関する意見と
実情を述べますが、わが国の大多数の
發明者——この法律、制度の利用者で
ある發明者、中小企業者、發明者の中
には大企業も含めての意味にお聞き取
りをいただきたいと思います。

従来特許貧乏ということが言われて
おります。これは政府も國として科学
技術振興並びに發明立國の実現を常
唱えておられますが、工業所有権の保
護奨励、言葉は違ひしても一緒でござ

います。目的は一緒であるが、果し
てその保護奨励になつておるかという
ことは、前發言の各位におかれまして
も申された通りでございます。それを
よりよき工業所有権制度の改正を目ざ
して、約四十年來の大改正をなされよ
うとしておるわけでございます。聞く
ところによりますと、約六十年間審議
されたところへ戻つておられますが、何うだけ
で、中身は私さういふことをいたしてい
て、昨晩徹夜で拝見しました。私も水産
機械関係においては漁撈機械、これは
捕鯨から大衆魚のイワシ、カツオ、マ
グロ、アジ、サバに至るまですべてと
る方の機械を扱う、なおかまほこ、
ソーセージ等という加工機械といつ
たものも扱う全国の専門メーカーの集
まりであります。その間業者の發明研
究の権利化したものの特許侵害事件の
ためにお互いがかみ合い、特許法の不
備のために事件が繰出してゐるが、こ
れを何とか自治的に解決できないだろ
うかといふことですが、弁理士さん、
弁理士さんにお願ひする金もなく、め
んどろさになつておられる研究が進ま
ない、仕事が進まない。私は大正四、
五年から研究を始めまして、研究歴四
十数年になりますが、役所にも三十年
近くおります。この間にあらゆる問題
にぶつかつております。それで、今の
組合は、終戦後できましたについて、
なるだけお役所に迷惑をかけないで、
お互いが一つ話し合ひでいこうといふ
ことで、組合内で大いなのは解決
しております。ところが金融機関から
はちろん、家族離散あるいは自殺と
いうところまで迫り込まれて、初めて
研究が突り、世間も認め、融資もでき
るというふうになつてから、いろいろ

大企業から金が出て、弁理士さん弁
士さんを通じ、また資格もない三百代
言みたいな者、果てはゆすり、たか
り、これがもう実に多い。断つてお
きますが、特許庁ではありませんが、
国家公務員、地方公務員まで、悪徳の
一部の公務員が悪徳の業者を表に立
てて糸を引いてこれをやまし、それを
また合法的にやられるようなことにな
りましたら、とんでもないことになり
ます。私もまた二十数年前に八人の暴
力団に家を囲まれて、家族をけがさ
してはいかぬので、代々木の練兵場に引
つていって、お相撲とりと子供と相撲
をとつてゐるのに、君らは男商売でい
ながら子供の足をとつて加勢するの
かと言つた一言で解決いたしました。そ
ういふ暴力団ばかりではありません。最近のゆ
すり、たかりといふものは実に軟派であ
る、しつこい。さういふ意味からこの
無効審判における除斥期間の廃止は、そ
ういふ事件を繰り出させる。現在でも特
許庁は審査に非常にお金を折つておられ
る、予算も少い、文庫も少いところか
ら骨を折つておられます。それに加
えて事件の繰出ではなおさら困るだろ
うと思ひます。そこで發明協会の齋藤理
事長さんからは、法律改正には中小企
業の意見も十分に聞いたといふお言葉
がございました。少くとも私どもの業
種団体においては、全国団体でないが
ら、何らこゝろい内容をはききうまで知
りませんでした。参議院の場合にも急
に十一時ごろ電話がかかりまして引
っぱり出された。それまでは、私は毎朝
日刊工業の特許公報その他の目録を見
ておりますが、新聞、雑誌に長官が書
かれたものを拝見して、断片的に知
ておつた程度でございます。前發言者

のるる申し上げたように、わが国の大
多数の、八〇何%の發明者の実情と声
を聞かれたのであります。これだけ大部
でないと思ひます。これだけ大部の
ものをこの國會の参議院、衆議院にお
けるお忙しい審議時間の中で、代議士各
位もこれをこなす時間の余裕がござい
ます。さういふか。おそろく特急が走り出
したらとめられないといふことで、四十
年來の大改正においてこれが通つたと
するならば、あと事件が次々と起るで
あります。この意味で十分民意を
尊重されまして、國民を代表された先
生方はなおさら十分練られた利害関係
者の意見を聞かれて御審議をお願いいた
したいと思います。

そこで除斥期間の廃止についての異
議の資格者の問題であります。これ
も現在では利害関係者でなければその請
求ができないのに、だれでもできる。
しかしそれとどつちかわからぬといふ
ようなあいまいなことをしたことは、
かりにだけでもできるとなれば、困
りに困つた者はゆすりたかりが法的に
できる事件が連続するといふことにな
ります。堂々たる事務所を張つておる弁
理士さんでも、聞くところによります
と、出願の代理をする代害人的な事務
よりも、図面を書いたり訂正をしたり
するよりなことよりも、手軽に仕事に
なる方法は、中小企業の権力、資力に
乏しい者が苦勞をしてつち上げて、
軌道に乗つたもうかりそな發明産業
を探し、その特許番号を探して、それ
をゆする。言いかえれば無効審判ので
きる種を探して、期限付で言うことを
聞かした方がたやすくもかる。今の
うちに世界じゅうに情報網を張つて、
さういふ方面の仕事をした、さうい

う方針に切りかえたという一部の弁理士さんもあるやに聞いております。この除斥期間の現行法の五年、三年の期間においても、そういう一部の弁理士さんも実際ございます。こういうことが、苦勞をして軌道に乗せた——これは特許をとるだけなら比較的案でございします。新規であつて、実際に役立つものならば、これは特許になり、実用新案になるわけですが、これを營業化をして國家のお役に立て、國際収支に役に立てるといふところまで持つていくための苦勞、そのかわりにあと十年、十五年は独占させてごほろびをやらうということだろうと思ひます。それがいつも手につかぬ、頭をこんがらからせるというようにことにされたのでは、発明立國も伸びないと私は思ふのであります。くれぐれもこの除斥期間の廢止はやめていただきたい、こうお願いしたいものであります。これは私個人の意見ではなくて、私どもの組合、全國団体の總意であります。なお私の団体ばかりでなくて、ほかの業種の違つた団体でも同様な声を聞いております。先ほど来申されたように、審議会の吉原さん、兼子さん、工業所有權の學者の染野さん、その他特許庁内、弁理士会並びに学会業界の學識経験者の中にも、審議の不十分の聲が高いように聞いております。せっかくこの得がたい長官を戴いて、われわれ中小業者は工業所有權のおかげで比較的安全をし、安泰に、またなるたけお役所に御迷惑をかけぬように自主的にやつておりますが、井上長官は皆さん御承知のように非常に古く特許庁におられて、この長官の時代にりつぱな特許法改正をしていただきました。

いとうことを期待して参つておるわけであります。昭和二十五年に終戦後、最初はからずも私監獄徽章をいかなだきました折に、そのときすでに総務部長でおられました。その後六十年といわれますから、ずつこの特許法改正に心魂を捧げられたと思います。ところが当初申し上げるように、大部分の発明者にして経営者である、自分の発明を実施し、それを営業まで持っていく、発明を産業の発達する具休化に持つていく中小の発明者、企業者がたよりにしています。特許庁が、法律改正に當つてどうも争ひごころと裁判所に持つていけというふうな特許法改正になったやに見られます。これは十分にわれわれの実情と意のあるところをくんでいただきまして、りっぱな改正をお願いしたいと思ひます。

大へんくどくなりましたが、前申された発言者の各位の発言を含めて、くれぐれも即急の成立でなく、これが理想的にいえば発明協会の理事長さんが申されたように、なるだけ早く、いい、完全なものを成立させていただきたいのでありますが、ここまで来て、このどたんばに、われわれの申し上げるようなことが全然含まれてないとするならば、他にいろいろな改正点がございますことも拝見できますが、い点の改正されたと同様、悪い点、あまい点をはつきりさせていただいで通していただきたいと思ひます。そのためにはどうしても時間的に審議の時間が短かいかと思ひますので、いましばらくさらに練つていただきたいと思ひます。終ります。

○田中(武)委員 議事進行について。本日は特許法以下十法案につきまして、わざわざお忙しい中を八名の参考人に来ていただいたて、この重要な法案について参考意見を聞いておるのであります。ところがこの状態は何です。こちらにすわっておるのは全部社会党委員であります。与党がわずか二名。こういうことで真剣にこの審議が進められると思っておりますか。私はもつと人々を集めて午後からあらためて再開せられんことを望みます。

○長谷川委員長 午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後二時二分開議
○長谷川委員長 休憩前に引き続き会
議を開きます。

特許法案、特許法施行法案、実用新案法案、実用新案法施行法案、意匠法案、意匠法施行法案、商標法案、商標法施行法案、特許法等の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案、特許法等の一部を改正する法律案、以上十法案について、休憩前に引き続き参考人の御意見を聴取することといたします。井上一男君。

○井上参考人 井上でございます。日本特許協会の法律改正に関する委員会の委員長という立場で出しましたわけでございますが、最初に申し上げておきますが、私実は東芝の方に勤務しておりますので、その経験も多少織りまぜながら、業者に直結した特許の方の担当者というふうな意味でのお話も申し上げたい、こう思っております。

この改正法全般を見ました感じといえますか、それを先に申し上げたいとい

思うのでございますけれども、これに
つきまして私ども協会の方では、先ほ
ど齋藤さんがおっしゃいましたよう
に、なるべく早くこれを実施してい
たきたいという念願が非常に濃いわ
けでございます。と申しますのは、現
行法はすでに四十年たっております
その間にいろいろ運用上不便が痛感
されておりますので、前々からこう
いっただ点を考えてほしいというよ
うな希望を持っておったわけござ
います。その点について、相当程
度われわれのこの制度を健全な形
で運用して利益を得ていくにふさ
わしいと思われる改正点が相当に
取り入られたいという趣意でござ
います。

先ほど來六年の審議というよりなにとがございましたが、そもそもから申し上げますと、昭和二十五年の暮れに審議會が発足いたしました、實際は二十六年の春からだつたと思ひますが、それからのごときでございますので、そういう準備期間から現在までと考へますと、すでに十年の期間を継続しておるわけでございます。四十年間たまりたまつたあかをふるい落して、新しいものにするということのため、十年の準備期間をかけて改正法案を作つたということです、そうあらただしくやつてしまつたという感じではなくて、相当慎重な審議の結果、この法案が生れたというふうに感じられるわけでございます。私自身も、実はその工業所有権の改正審議會の専門委員として、多少お手伝いをさせていたただいた關係もございますが、別に自分が

タツチしたからどうこうということではなしに、その間にいろいろこうあるべきである、こういった点にわれわれ不自由を感じているのだということをするの申し上げまして、現行法を現在の法案のようにかえていただくための努力もしたわけでございますので、せつかくそういふうに要望が少しでも多く取り入れられたというふうな法案が、じんぜんとして実施がおくれているというふうなことでございます。と、焦慮の念を感ずるのは当然でございまして、そういった意味でも、なるべく早く審議を済ましていただくのが、実施に移していただきたいというのが偽わらざる念願でございます。ただその間に、先ほど来いろいろある特殊の偏した層の声だけを聞いたのじゃないかというふうなお話がありましたけれども、必ずしもそうではないののではないかと、いろいろに考えます。ということは、いろいろな層、たとえば政府の方、それから学校のこの方面を専門的に御研究になつていらっしゃる先生方等のほかに、民間として私ども教名は入れていただいたわけでございますが、そのほかにも発明協会であるとか、あるいは弁理士会の方であるとかいうふうなところからも委員が出ておりまして、会議の模様を今から回想してみますと、実は弁理士会からの委員の教名は入っており、あるいは発明協会の方、それからそうでなく古い特許庁の関係者で、現在特許庁を離れておられるその方の経験者というふうな方々からの御発言の中にも、中小企業の立場も考えてやらなければいかぬではないかということ、しばしば出たように記憶しておるわけでございます。そういう意味で、

すか、要するに新しい発想についての保護をしようじゃないかというところで、できるだけかと思うのでございますが、その新規な着想についてはこれはもうできるだけ保護を徹底していこうということと同時に、今度は、それが新規でないならば、結局新規でないものが特許されたというために、一般の世間が非常に迷惑するわけでございますのだから、その間の調節をはからなければいけません、それが新規であるわけでございまして、国によって審判制度でやるどころ、あるいは訴訟で無効にするところ、いろいろございまして、現行法におきましても、審判制度によって、無効原因のあるものはこれを無効にすることができるといふ道を開いておるわけでございまして。元來、この独占権が新しい着想の上にできると、それから以後においてその新しい着想そのものは、独占者つまり権利者の専有になります、まして、ほかの人たちがそれを利用することができないという意味では、ある拘束を受けるわけでございますけれども、他人は決して今まで持つておつたものは奪われないうことが考えなかつたような日本中のどなたも考えなかつたようなものをここで新しく考えたといつたときに、それについて独占権を得ましても、今までお持ちになつていたほかの方の自由というものは、そこで全然阻害されないわけでございます。それがまた特許制度としてあらねばならぬ姿ではないかと思うのでございますが、しかし時として、今まで一般に持つておつた技術的自由、必

由が奪われてしまつておるといふことがあるわけでございます。それは、一応審査は特許庁でなさいますけれども、しかし御承知のように、非常にたくさんのお出願がなされる、特許庁の人員は不足である、あるいは資料がないというふうなことになる、どうしてそういうふうなことで普通の一般の人が自由に使用したという技術の上に、私なら私に独占権ができてしまふということは、これはどうもやむを得ないのじゃないか。ことに、特許庁にだけだけの人がふやしましても、特許庁の中に職員がもつて、見聞る資料というものは限られておるわけなので、日本全国を行脚して、どこにどういふような事柄がすでに行われておつたかというところまで知悉するといふことは当然できないわけでございますので、それで今まで全般の人あるいは一部の人が使つておつた技術といふものに対して、誤まつて独占権が与えられる、特許権が与えられるといふことは、当然あると考へていふんじゃないかと思ふわけでございますが、そういうふうな場合において、これをそのまま放置するといふことが許されていいのかといふことは、これは特許法の精神からいまして、今まで持つていた自由を奪つてしまふといふようなことで、独占権がある一人の人に与えられるといふことは、言うまでもなく誤まつた形態でありますので、それを救うために当然無効審判といふものはなくちゃならぬ。もちろん異議申し立ての制度もございませうけれども、それに加えて特許になつてからのいわゆる公衆審査でございませうか、特許庁が発見し得なかつたそういう公知の事実と比較して、この

特許は無効であるのだといふことを言ひ得て、そして不当に加へられたその拘束を打ち破つていくといふことが、当然に必要なことになるわけでございます。そういうふうな無効審判の制度があるわけでございますけれども、それがかりに除斥期間といふものが設けられてありますために、五年間はその見された、しかしどうも除斥期間の関係で、無効材料がはつきりあるにかかわらずその審査を請求することができないで、みすみすこの不当な特許の存在をそのまま認めていかなければならぬといふふうなことがあつてはおかしいわけでございます。これは聞きますところでは日本だけの独特な——独特といつても必ずしもいい獨特ではない、かなり妙な制度であるわけでございます。ドイツでも一ぺんそういうふうな除斥期間の制度を作つたことがあるのでございませうけれども、弊害がたちまち現れたといふことも聞いておるわけなので、結局今残るところは日本だけといふふうになっておるのでございませう。ただ五年の間に、すべての特許を、全部掃除したらよろしいじゃないかといふことになりますと、これは望んでできないことではございませう。実は私どもの方にはいたしまして、会社は相当の人数をそろへまして、そういうふうな掃除をやつておられます。これは特許の方に關係しておる人間だけでなく、研究所の方の人間、工場の方の人間も一緒にしまして、じゃまになるものは、当然それがまた無効であつてしかるべきと思はれるもの

のはほとんど審判を請求して、いわゆるお掃除しておるわけでありませうけれども、しかしそれでもなおかつ残るわけでございます。その除斥期間があるために非常に困る事例を相当に経験するわけでございます。なぜ残るかといふと、一例をもつて申し上げますならば、もう年がら年じゅう同じ、たとえばテレビならテレビを作る、しかもそのテレビ以外のものを作らぬといふものなら、それでも大体掃除をし尽すことができるわけでございますけれども、次から次へと新しいものを事業の中に加えていくといふことになつた場合において、今まで調査をしなかつたような分野を、その仕事を始めるにつれて、あらためて見るといふふうなことはよくあるわけでございますが、そういたしました、今まで見ていなかった、それが必要がないから見ていなかったわけでございますが、その分野においてやはり無効の事由を十分に持つた特許がある。これが除斥期間内でありましたならば、それに対する手当をするわけでありませうけれども、時々でおそれるようなことがしつちゅうあるわけでございます。そういうふうな場合において、その除斥期間の弊害を非常に痛感しておるわけでございます。そういうふうな権利者の立場からいいますと、あるいは自分のところの権利が除斥期間の制度のために確立して動かすことができない、一指も染めることができないといふことになるものが望ましいわけでございますけれども、しかし、世の中は権利者だけでなく、きまつておるものではないわけでございます。まして、会社の例を出して恐縮でございます。東芝といへども、

やはり権利者の仲間入りをさしていただきまして数千件の権利を持つておるわけでございますので、権利者の立場といふことのみを考へるならば、私除斥期間の撤廃に反対いたしました、やはり除斥期間を作つておいていただいて、東芝の権利がすべて確定するといふふうなことが望ましいといふことを主張したいところでございませうけれども、しかし、それでは元来無効にならないうつたものであるならば、これはもう別といたしまして、かりに無効になるべき運命を持つておる、そういうふうな原因を初めから持つておるといふふうなものは、むしろ東芝が独占しておるというところの方がおかしいわけでございます。これについて他から責められたら、いさぎよくかぶるべきじゃやないかといふことも考へられるわけでございますが、なお、そのほか会社といひましたが、事業をやつておるからには他人様の権利にもひつかかる、ひつかからないといふふうな問題ができるわけでございます。そういう意味では権利者であると同時に今立場を持つておる、両方の性質を企業者として持つておるわけでございます。そして、そういう場合において、他から不当な特許によつて制約を受ける、当然これは公知の技術であるから、東芝はもちろんのこと、だれでも使えてしかるべきではないかと思ふようなものが、そういう特許になつておりました。そのために会社の企業活動が妨げられるといふふうなことになるましたら、当然それに対して反発をしなければならぬ。しかるに、そこに除

斥期間があるといふことになりますと、もうみすみす泣き寝入りをしなればいかにいふふうなことにもなるわけでございます。立場を変えていへば、また自分のところの持つておる特許が、そういう環境を持つておる場合において、他人に不当な迷惑をかけるのは、決していさぎよいものではないわけでございます。両方の意味から数千件の特許を持つておるにかかわらず、やはり除斥期間はない方がよいのだといふ結論をせざるを得ないわけでございます。一つのケースといたしまして、実はこれは国内のことだけでなしに、最近でもしばしば経験しておるに外国から多数の出願が日本になされております。これは残念ながらどうしても外国の方がいろいろの発明を早くしてございませう、むろん例外はあるはずでございますけれども、外国の方の出願が、日本より先んじておるという場合が相当多く、そういうふうな關係でまだ日本ではどこもその仕事をやつておらぬといふ場合に、アメリカあるいは欧州ではこの発明ができ、仕事がそろそろ始まつておる、そういう場合には、日本にいち早く出願をして参りますけれども、日本の業者といふものは今申し上げましたように、やはり多少後進性がございませうので、その特許についての関心が薄いわけでございます。まだ自分のところまで一々手間をかけて無効材料を見つけてつぶすといふふうなことはできませんので、つい見のがす。しばらくいたしますと、今度はそれが自分の方で仕事を始めようといふ場合に

なつて調べてみますと、無効材料が十分にある、あるからつぶそうと思つたところが、除斥期間のために間に合わないというふうなことのためにみすみすその仕事をやめる、あるいは多額な実施料を外国に払つて初めてやるというふうなこともあるわけでございます。これは実例が相当にあるわけでございます。そういつたような場合において、日本ではそれがそのままつと継続するわけでございますけれども、外国ではそういうふうな無効材料を含んでおります発明でありますからすべての権利がなくなつて、日本だけがいかせざる場になつておるといふふうなことでさへあるような実情でございます。で、そういう意味からも除斥期間はぜひあつては困るのだというふうな考へておるわけでございます。われわれはなるべくその公報をしつちゅう調査いたしまして、そういうことのないように気を付けてはいますけれども、すべての企業にそういうことを望むというところはとうていできないことでありまして、そういう専門的な調査機関を持つておらぬところの普通の中小企業の方等においては、こういうふうなことで苦しむ場合が、むしろ大企業よりも多いというところは当然に考えられるわけでございます。中小企業の立場から考へると、除斥期間というものはどうしても必要だといふふうなことを聞くのでございますけれども、最近の調べでは全国で三百数十万の中小企業があるわけでございますけれども、その中小企業の全般のことを考へた場合においては、むしろ逆のことが言ひ得るのではないかとさへ考へるわけでございます。まして、困る場合、つまり権利の

對抗を受けて困るという場合が中小企業の中に圧倒的に多いということも、一応考へていかなければならないのではないかといふふうな考へられるわけでございます。

なおそういうふうなことを利用いたしまして悪質な人たちが除斥期間の乱用によつて他人をいじめるといふようなことも、これはしつちゅう見聞きするわけでございますけれども、これもやはりその被害はだれが受けるかといへば、大企業よりもむしろ中小企業の方が受けるということもやはり当然のことです。そういう意味からいいますと、この除斥期間のために迷惑をこうむつておるといふのは、決して大企業だけでなくて、大企業、中小企業すべてを通じて、一致して、共通な事実であるといふふうに私は考へるわけでございます。

ただ私どもとして一応考へなければならぬのは、除斥期間があることによつて権利が確定する、その確定したことによつて金融を得るといふふうな便宜があるのと、金融のために苦しんでおる中小企業としては、どうしても除斥期間が必要だといふふうな御説もあるわけでありまして、この点につきましては除斥期間そのものについては私反對でございますけれども、そういうふうなお立場の方が、何かして金融を受けたといふふうなお気持ちで自己について、私十分に同情を申し上げておるわけでございますけれども、しかしそれは他の方法で解決すべきものではないか。そういうふうに、今まで申し上げましたように、弊害のある除斥期間を置いてそれにたよつて確定するのを待つて、多少傷があつても確

定したからといって金融を受けるというふうなそういう行き方ではない、ほかに方法を考へた方がいゝのじゃないか。たとえばいろいろ権威ある協会のり、あるいは弁理士さんなり鑑定を得たので、そういう保証なり鑑定を得て金融を頼むとか、あるいはまた中小企業金融公庫でございますとか、そういうふうなところをもつと発明に対する金融というものを特別に扱うというふうなことをするとか、あるいはまた今度の料金値上げ等によつていろいろ増収が得られるわけでございますが、そういうものをそういうふうなお気の毒な立場の方々に発明の完成、実施化のために回すとか、ほかの方法は考へれば幾らもあるのではないかと思ふのであります。ただ除斥期間というふうなものにたよつて、そういう目的を達するといふのはなしに、もつと正當な、ほかに迷惑のかからないそういう施策を、今後講じていくということによつて、その方々の御満足を買うといふのが政治としての當然な行き方ではないかといふふうに私は考へるわけでございます。

以上のような理由を総合いたしましたので、除斥期間の廃止には賛成で、法案の通りにきめていただきたい、こう考へるわけでございます。

○長谷川委員長 村瀬直義君。
○村瀬参考人 私村瀬であります。今度の工業所有権制度の全般的な改正について一つ意見を申し述べたいと思ひます。

現行の工業所有権の制度、すなわち特許法、実用新案法、意匠法及び商標法といふものは、御承知の通り大正十年の制定にかかりまして、その後多少

の改正は行われましたが、その根幹においては、先ほど井上さんからお話がございましたように、すでに数十年を経過してあるのでありまして、その後の変化せる事態にこれを対応せしめなすために、これを全面的に改正をするといふことは、終戦以来の懸案であつたのでございます。そのために政府は各方面のしかるべき人を集めて、工業所有権制度改正審議会というものを設置し、これが審議に当らしめておりましたが、その審議会は、これも先ほど井上さんがお話のございましたように、長い間慎重審議をいたしました結果、昭和三十一年の十二月に通商産業大臣に対して答申をいたしましたのであります。よつて政府当局はその答申の趣旨を尊重してこれに關する法律案を作成いたしましたのであります。もつとも法律案作成の段階において政府内部における調整の結果、多少答申と異なるに至つたところもあるようでありまして、が、答申の意図した基本的な目的は大體これを実現していると存するのであります。

今回の工業所有権に關する四つの法律案は、いろいろの点において現行の法律の内容を改めておりますが、私はそのいずれも大體において適當であると考えておるのでございます。以下その重要な点について意見を申し述べ御参考にお供したいと存じます。

第一に、今度の改正は國際的の視野に立つておるのであります。すなわち改正案は、出願前國外で頒布せられた刊行物に記載せられております発明等は、独占権の対象となしとしておりますが、國際的な技術交流が盛んになつて参りました現状におきまして

は、これは適當な措置であると存じます。この措置によりまして、國內では頒布されていないが、すでに外國では頒布せられておる、外國の文獻に記載されておりますものに對して、日本において特許が付与せられるというふうな弊害は除かれることと存じます。

なお意匠法におきましては、出願前外國で頒布せられた刊行物に記載せられた意匠のほかに、公然知られてゐるものについては意匠権を与へない、かようにいたしておりましたが、意匠は發明などと違つて、刊行物に記載せられないで世人に知られてゐるということが多いのでありますから、これも意匠の實際に合つた適切な措置であると考へられるのでございます。

改正法案が國際的の視野に立つております次の点は、一つの特許出願で二つ以上の發明について特許出願をすることができるようになっておることでございます。従来わが國においては、いわゆる一發明一出願の原則を堅持しておりました、その例外はほとんど認められませんでした。が、今回の改正において、第三十八條でございますが、大幅にその例外が認められることになりましたので、諸外國に採用せられておりまするいわゆる特許權請求範圍の多數項、こういう原則がありますが、特許權請求範圍の多數項の主義と實質的には同様な効果を上げることができ、國際的に相互に出願することについて、非常な便益をもたらすことになりましたが、これも受當な点であると存するのでございます。

第二に、今回の法律案においては、最近における科學技術の現状に即応す

るために、原子核交換の方法により製造せられる物質の発明については、三十二条でこれを特許しないことにしておりますが、これも適當であると存するのでございます。ただし、わが国の原子力産業は、まだ発達途上にあるのでありますから、基本的な発明である原子核交換の方法によって製造せられます物質に対して特許を与えるということは、わが国にとって好ましくない結果がもたらされるからでございます。

第三に、改正法案は、特許権の効力を、業としての特許発明の実施、これに限定してありまして、特許にかかるものを家庭的に使用しても、特許権侵害にならないことにしておりますが、これも適切であると考えられております。すなわち、家庭的な使用にまで特許権の効力を及ぼすということは、多少行き過ぎでありまして、また実際上もその必要がないと思われるからでございます。

第四に、改正案は特許権等の侵害についての民事訴訟において、権利者の利益のために、第百条以下において、種々の措置を講じておりますが、これも實際上適切なものであると考えております。従来の特許権の侵害による損害賠償の請求のための民事訴訟において不便でありましたのは、特許権者の側において侵害者に故意または過失があったことを立証したし、また侵害者によって特許権者に幾ら損害があったかを立証すべきものと、かよになつていたことでありましたが、今回の改正におきましては、侵害行為があったときは、一応過失が推定せられることになり、また侵害者の得た利益は一応特

許権者の損害と推定せられ、また通常受くべき実施料の額が最低限度の損害とみなされたので、これらの不便はすべて除去せられたわけでございます。また特許発明の実施のみを使用しては、特許権者以外の第三者が製造等をいたしたときは、特許権の侵害を補助したものでありまして、従来は特許権侵害は成立し得なかつたのでありますが、今度は特許権侵害として取り扱われることになったのでございます。特許権者を厚く保護する上において、実効をあげることもできるかと存じます。

第五に、改正案は、現行法の特許権等の範囲についての確認審判の特許庁により「解釈」ということに改めまして、これによって従来確認審判の審決を除去いたしました点でございます。確認審判という大事な制度について、その審決が裁判においてどんな効力を有するかということが不明であるというところは妥当ではありませんが、今回の改正では、その効力は法的には鑑定に類似したものであるということとを明らかにいたしましたものでありまして、適當であると考えております。なおこの「解釈」の制度につきましては、参議院においてある程度修正が加えられております。すなわち、「解釈」という言葉は多少軽く解せられるおそれがあるという点で、これを「判定」という言葉に改め、またこれに当る審査官の数を改正し、また判定に関する手続を政令で定めることにして、その慎重を期することといたしておりますが、これらはいずれももつともな修正であると存するのでございます。

第六は、改正案は特許権の存続期間の延長制度を廃止しておりますが、これも妥当であると存じます。この制度は大正十年の改正に当つても、運用上適當でない場合が多く指摘されて、かくの批判があつたのであります。今廃止と決定せられたのでございまして、現行制度は発明が世の中に与えた便宜が大であるのに比較して、利益を上げることができなかった、そういう発明者を救済せんとする趣旨に出ているものであります。この制度を具體的に公正妥當に運用することは極めて困難でありまして、今回これを廃止と決定いたしましたことと存じます。最後に改正法案は、特許無効審判の請求についてのいわゆる除斥期間を廃止いたしましたので、この点は先ほどからたびたび議論があつた問題でございますが、これはこの除斥期間がございまして、無効理由のあるような特許について、除斥期間の経過するまでは権利の行使を差し控えておりましたが、また事業も行わないで世人の耳目をそらしまして、除斥期間が経過して他人がいかにともなひがたくなつた後に、他人に対して侵害の訴訟を起すというやうな弊害があり得るので、これを防止したものでありまして、私はこれはもつともであると考えておるのでございます。あるいはこの除斥期間を廃止することによりまして、無効審判が際限もなく請求せられまして、権利者を困らせるのではないかと、いろいろな意見もあるようでございますが、この点は民事訴訟におきまして、利益なければ訴権なしという原則と同じ原則が、特許の無効審判の場合にも行われまして、利益がなければ請求をなす

ことはできませんので、かかる懸念はなく、乱訴の弊といふことも考えられないのではないかと存せられるのであります。

次に実用新案法案について申し上げます。実用新案権の対象を型から考案にいたしておりますが、これも適當なことであると存じます。型といふにしても結局は技術的な効果を中心として判断することになります。発明とほとんど変わらないこととなります。それにもかかわらず、型と発明を区別する建前をとつておられます。現行制度のもとにおきましては、全く同一の技術的考案が型として実用新案の出願をすれば実用新案権となり、発明として特許の出願をすれば特許権となつて、實際上不都合を生じておるのであります。今回の改正によりまして、実用新案権の対象と特許権のそれとは質的な差異がなく、程度の差になつたのであります。これも適當であると存するのであります。

次に意匠法案について申し上げます。新規性喪失の例外の事由を大幅に認めましたのは、意匠の特性に合致した措置として適當なものの考案について全部出願をすることは大へん手数がかかることであり、むしろ売りに出して世人の好評を博したものに意匠権を取られた方が、意匠考案者の利益になります。また考案したからといって発明などの場合と違つて弊害は見当らないからでございます。

最後に商標法案について申し上げます。今回の改正案が商標権の財産的価値を高めようとしておりますのは、経済界の実情に即するものといわなければなりません。従来の商標法におきま

しては、商標権は営業と分れては移転することはできないし、また商標権者が他人に自分の登録商標を使用することを認めていませんでした。商標といふのは特定の出所を表示するものでありますから、商標によって商品を買いまする公衆は、その商品が特定の出所から流出しているという信頼を持っておりまして、商標権を営業と分離して移転することを認めたり、または他人に登録商標を使用することを許すことは、商標に対する公衆の信頼を裏切ることになるから、法律上禁止すべきであるといふのが、従来の商標法の基本的な原則であつたわけでございます。

ところが経済的な価値が高まり、従つて一般の財産権と同様に自由に移転したり、または他人に使用せたりする必要性が生じてきたのであります。しからばこのような経済上の要求に応じた場合において、果して弊害があるかといふのに、格別の弊害は認められないといふことで、今回の法律案の採用といふことになつたと思はれますが、私もこれが適當であると考えております。ただし、今日のように大量の商品について、数多くの商標が使用されて市場にはならんいたして、一般公衆は商標によつて特定の出所を知ることとは比較的少なく、むしろ多くの場合は、その商標の付されている商品が一定の品質を保持するものでありますれば、公衆の満足は充足される、そしてその品質の保持は譲受人の努力によつて十分にこれを保障されるものと考えられます。従つて商標権を商業とともにしないで、移転を認めることも、右のよ

るな公衆の信頼を裏切ることにならないと存ぜられますからでございます。他人に登録商標の使用を認めますと、その商標を付した商品が複数の出所から流出することとなり、公衆の商標に對する期待に反するのではないかと疑いがあるかもしれません。商標の使用を他人に許す場合には、商標権者とその他人との間に密接な関係があるのが通常でありますので、法律の建前としては、その他人は商標権者と同様に取り扱って差しつかえないと存じます。以上の理由によりまして、商標権の経済的価値を高める方向に改正いたしますことは適當であると考へるのであります。

そのほか、今回の工業所有権に関する諸法律案は現行の諸法律のいろいろの点を改めておりますが、さきに申し述べましたように、いずれも大体妥当なものと認められますので、私は本委員会において、ぜひこれを御可決あらんことを念願いたすものでございます。

なお参議院におきましてはこゝういふ附帯決議がなされております。すなわち、「審査、審判の促進に努め、特に滞積せる未処分の出願を一通するため画期的な方途を講ずること、こゝういふ附帯決議がなされておりますが、これはきわめて重要な事柄でありますので、本院におきまして、ぜひこれについて各方面の御指導を賜りまするように、この機会にお願いを申し上げます。

○長谷川委員長 以上で各参考人の方の意見の開陳は終了しました。

参考人の方々には、長い間にわたつて貴重な御意見をお述べ下さいまし

て、まことにありがとうございます。本法案は、皆様方のおっしゃる通り最も重要な法案でございますので、私たち一同は慎重にこの審議を進めていく考えでございます。本日はありがとうございました。

本日は、これにて散会いたします。明日は午前十時より開会いたします。

午後二時五十分散会

昭和三十四年三月三十一日印刷

昭和三十四年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局